

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公園緑地課

契約業者名・住所	有限会社 藤田不動産鑑定事務所 松戸市日暮 2 丁目 3 番地の 15
工事等の名称	21 世紀の森と広場建設事業に伴う不動産鑑定評価委託
工事等の場所	松戸市千駄堀字谷中 286-1、松戸市千駄堀字東 721、松戸市千駄堀字入ノ根 610-1、松戸市千駄堀字登戸 493-4、松戸市千駄堀字五本木 518、松戸市千駄堀字登戸 475、松戸市千駄堀字新堀 451
種 別	「その他委託」部門「不動産鑑定」
工事等期間	令和 8 年 7 月 2 日～令和 8 年 9 月 30 日
契約金額	「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準により算定した報酬額
工事等の概要	21 世紀の森と広場用地取得のための不動産鑑定評価
随意契約の理由	本契約について、「21 世紀の森と広場建設事業に伴う不動産鑑定評価委託に関する契約相手方選定基準」に照らし、市内業者 2 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約とする。 21 世紀の森と広場建設事業に伴う不動産鑑定評価委託に関する契約相手方選定基準 公共事業に係る不動産鑑定報酬については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、算定した報酬額が契約金額となるため、競争による方法をとることができない。 したがって、業者選定に当たり、次の条件を満たしている者に依頼するものとする。 運用開始日については、平成 28 年 4 月 1 日とする。 【選定基準】

	・鑑定評価対象地の状況等に精通していること。 ・多くの公共事業に係る不動産鑑定を請け負い、豊富な知識及び経験を有していること。 ・鑑定評価を実施するにあたり、現況ではなく、公園建設事業の影響がなかったものとして評価する必要があることから、当公園の供用開始前の状況をも把握していること。 ・公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会に会員登録され、かつ、本市内に登録されている事業者であること。
--	--